

アンケートの概要

送電線工事業の登録基幹技能者講習は、これまでに3回実施し延べ239名の登録基幹技能者が誕生した。制度創設3年を期に登録基幹技能者の「評価」と「活用」についてアンケートを実施したので以下に報告する。

調査対象：理事・監事会社 30社 調査時期：2025年12月

1. 登録基幹技能者の「評価」に関するアンケート（設問）

2023年8月のアンケートは第1回講習を実施中でしたが、その後、239名の登録基幹技能者（合格者）の誕生を踏まえ、評価方法について、お伺いするものです。

設問1
登録基幹技能者（合格者）を評価しますか

- 評価する
- 検討中
- 評価しない
- その他

設問2
登録基幹技能者との関係は（所属は）

- 直営班
- 専属の協力班
- 主要な協力班
- その他

設問3：「評価する」の評価方法は
設問4：「検討中」の評価方法は

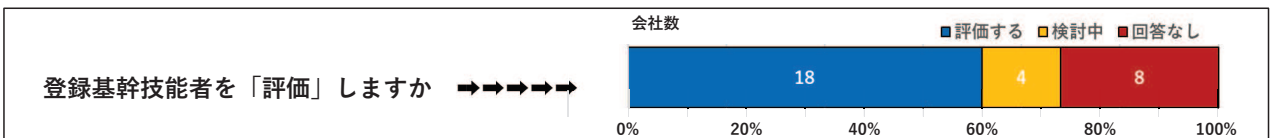
- 受講者に奨励金を支給（一時金）
- 合格者に祝い金を支給（一時金）
- 合格者に資格手当を支給（毎月）
- 所属協力班に育成助成金を支給
- 所属協力班への工事発注に考慮
- 社内制度の優良技能者に認定し処遇
- その他

設問5：「評価しない」の理由は

- 送電線工事の受注予定がない
- 直営班がない（直営班なら評価する）
- 恒常的な下請け関係にない

登録基幹技能者の評価・活用に関するアンケート結果

1. 登録基幹技能者の「評価」に関するアンケート結果（1/3）

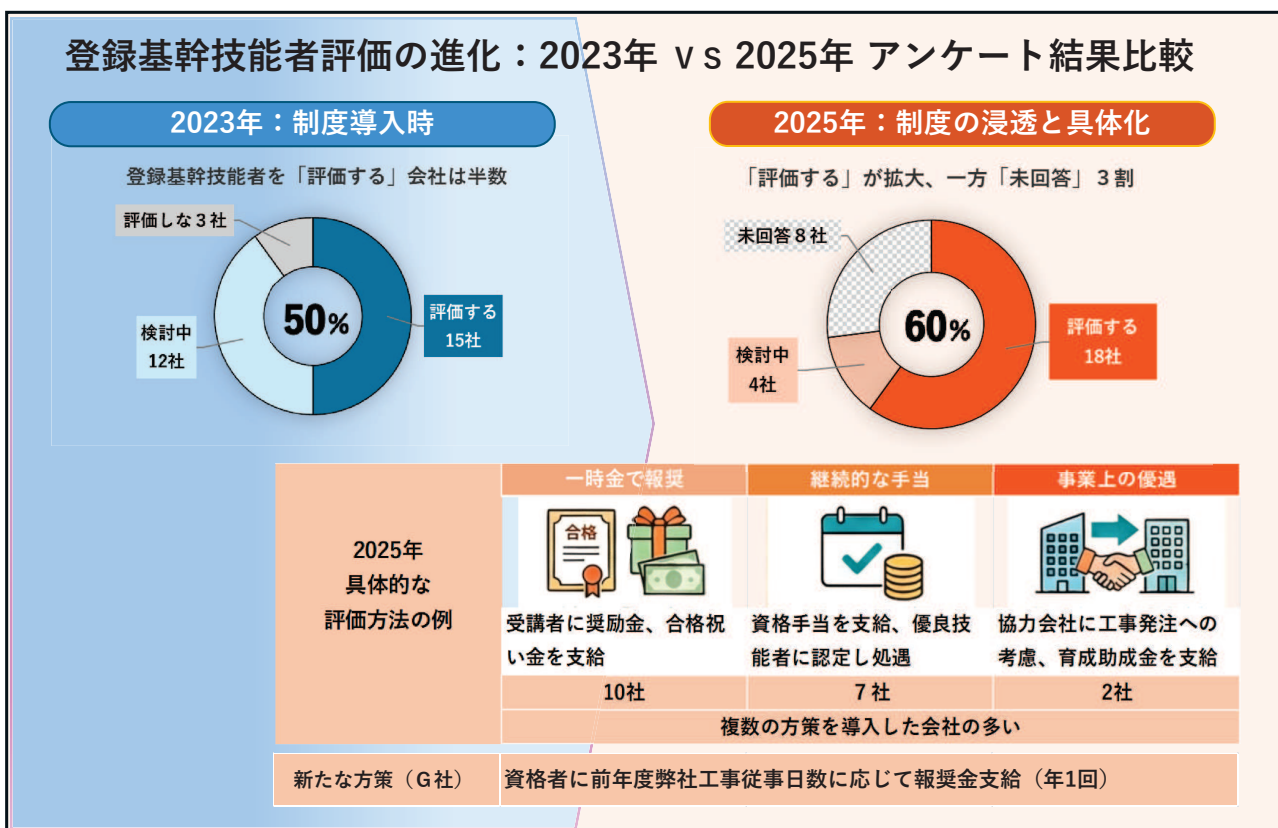


会社	登録基幹技能者を評価しますか	登録基幹技能者との関係			評価方法・内容
		直営班	専属の協力班	主要な協力班	
					・技能者個人評価（一時金・資格手当・優良技能者制度など） ◆所属協力班評価（育成助成金・工事発注） ★その他
A社	評価する		○		・合格者に祝い金を支給（一時金） ・合格者に資格手当を支給（毎月） ★その他（協力会社独自で支給）
B社	評価する	○	○		・受講者に奨励金を支給（一時金） ・合格者に祝い金を支給（一時金） ・合格者に資格手当を支給（毎月）
C社	評価する		○	○	・受講者に奨励金を支給（一時金） ・合格者に祝い金を支給（一時金） ・合格者に資格手当を支給（毎月）
D社	評価する	○			・社内制度の優良技能者に認定し処遇
E社	評価する			○	・合格者に祝い金を支給（一時金）
F社	評価する	○	○		・合格者に資格手当を支給（毎月） ◆合格者の所属班への工事発注に考慮
G社	評価する		○		・資格者に前年度弊社工事従事日数に応じて報奨金支給/年1回
H社	評価する			○	★その他（社内認定制度との整合を検討中）
I社	評価する	○			・合格者に祝い金を支給（一時金）
J社	評価する	○	○		・合格者に資格手当を支給（毎月）

1. 登録基幹技能者の「評価」に関するアンケート結果（2/3）

会社	登録基幹技能者を評価しますか	登録基幹技能者との関係			評価方法・内容 ・技能者個人評価（一時金・資格手当・優良技能者制度など） ◆所属協力班評価（育成助成金・工事発注） ★その他
		直営班	専属の協力班	主要な協力班	
K社	評価する			○	★その他（優遇は検討していない。今後、情勢を踏まえて検討することもある）
L社	評価する	○	○		◆合格者の所属班への工事発注に考慮
M社	評価する	○			・合格者に資格手当を支給（毎月）
N社	評価する		○		・合格者に祝い金を支給（一時金）
O社	評価する			○	・受講者に奨励金を支給（一時金） ・合格者に祝い金を支給（一時金）
P社	評価する	○			・合格者に祝い金を支給（一時金）
Q社	評価する		○	○	・合格者に祝い金を支給（一時金）
R社	評価する			○	・合格者に祝い金を支給（一時金）
S社	検討中		○	○	★その他（技能者がまだ少数であり、今後を見極めたい）
T社	検討中		○	○	・合格者に祝い金を支給（一時金） ◆合格者の所属班への工事発注に考慮 ★その他（発注件名毎に資格手当を考慮など）
U社	検討中			○	・合格者の所属班への工事発注に考慮
X社	検討中	○	○	○	・受講者に奨励金を支給（一時金） ・合格者に資格手当を支給（毎月） ◆合格者の所属班に育成助成金を支給 ◆社内制度の優良技能者に認定し処遇

1. 登録基幹技能者の「評価」に関するアンケート結果（3/3）



2. 登録基幹技能者の「活用」に関するアンケート（設問）

登録基幹技能者は、平均合格率48%の難関講習をクリアした高い能力を備えた作業責任者（登録基幹技能者）です。このため一般の作業責任者（作業班長）を超えて活躍していただくためにも、登録基幹技能者の「活用」について、ご意見をお伺いいたします。

具体的には、工事の施工と管理の両面から、登録基幹技能者の持つ潜在的な能力の「活用」について、五つの設問を準備いたしました。

この設問は実績調査ではなく、能力の高い作業責任者（登録基幹技能者）に対して、元請会社として「担わせたい役割」「担って欲しい役割」（活用）について、ご意見をお伺いするものです。

設問 2 - 1（問題解決能力）

- 御社の現場において、下請の作業責任者が「施工上の課題を発見する」だけでなく、「元請け技術者の指示を待たずに、実現可能な代替案を具体的に提案してくる」能力をどの程度重視しますか？

その程度について5段階評価をお願いいたします。また、そのような経験の具体的な事例があれば教えてください。

_____ 極めて重視する ○ 1 ○ 2 ○ 3 ○ 4 ○ 5 必要ない _____

設問 2 - 2（自主的な品質保証）

- 登録基幹技能者が、特定の品質チェックポイント（ボルト本締め確認、接地抵抗測定、充電部との離隔測定など）について、元請の立会いを削減できるレベルで公式にチェック・承認できるとしたら、御社のプロジェクトの効率にどの程度影響があると考えますか？（5段階評価とコメントをお願いします）

_____ 大幅に効率化する ○ 1 ○ 2 ○ 3 ○ 4 ○ 5 影響はない _____

5

設問 2 - 3（ロジスティクス調整能力）

- 資材搬入、機械工具の配置、重機アクセスなど、現場の全てのロジスティクスについて、関係各所との調整を一元的に担う作業責任者が下請協力班にいることの重要性を評価してください。（5段階評価とコメントをお願いします）

_____ 極めて重要である ○ 1 ○ 2 ○ 3 ○ 4 ○ 5 必要ない _____

設問 2 - 4（高度な安全管理）

- 基本的な安全遵守を超えて、高リスク作業（例：活線近接作業、重要施設などの近接作業、重荷重の仮止め吊荷作業など）に対して、現場固有の状況を反映した安全計画を立案・実行できる作業責任者の価値をどのように評価しますか？（5段階評価とコメントをお願いします）

_____ 価値がある・評価する ○ 1 ○ 2 ○ 3 ○ 4 ○ 5 必要ない・評価しない _____

設問 2 - 5（元請監理業務の委任可能性）

- 万が一の事故発生後、発注者から全ての工事箇所に元請技術者の「立会い監理」を求められた場合、特定の要件（例：詳細な日次報告、重要工程の確認記録提出など）を満たすことを条件に、御社が指名した登録基幹技能者にその立会い監理業務を委任することは、経営資源の有効活用の観点から検討に値すると思いますか？ その場合の懸念点や期待する効果についてお聞かせください。（5段階評価とコメントをお願いします）

_____ 効果大・検討する ○ 1 ○ 2 ○ 3 ○ 4 ○ 5 効果なし・検討しない _____

6

2. 登録基幹技能者の「活用」に関するアンケート結果（1/5）

設問2-1：問題解決能力（元請の指示を待たず、実現可能な代替案を提案する能力の重視度）

◆ 5段階評価の回答					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	5段階評価	回答数	構成比													
極めて重視する ↑ 中間 ↓ 必要ない	1	11	50%													
	2	7	32%													
	3	3	14%													
	4	1	5%													
	5	0	0%													
22																

◆主なコメント		
会社	評価	コメント概要
A社	1	経験を活かした提案は頼もしい。
B社	1	能動的に計画書立案、作成を担ってくれる登録基幹技能者が望ましい。
C社	1	高く評価するが、元請として施工責任があるため、提案に関する議論は必須。
G社	1	施工前検討会等でより安全かつ効率的な提案ができ、遂行できる人材であって欲しい。
F社	2	実施者の発案は作業効率の良いものが多いので、施工計画立案時の相談役としている。
Q社	2	元請会社の社員と同等の問題解決能力があれば効果がある。
D社	3	「代替案」なのか「より良い提案」なのかで判断は変わるが、積極性は買いたい。
E社	3	作業責任者の責務であり、その能力を保有している者を選任している。
K社	4	全体の施工能力向上に繋がるので担って貰いたいが、全てではない。

2. 登録基幹技能者の「活用」に関するアンケート結果（2/5）

設問2-2：自主的な品質保証（元請の立会いを削減できるレベルのチェック・承認による効率化への影響）

◆ 5段階評価の回答					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	5段階評価	回答数	構成比													
大幅に効率化する ↑ 中間 ↓ 影響はない	1	3	14%													
	2	5	23%													
	3	9	41%													
	4	2	9%													
	5	3	14%													
22																

◆主なコメント		
会社	評価	コメント概要
R社	1	現場管理スタッフの効率的な配置に寄与するもの考える。
X社	2	効率への影響度は高いが、チェック者の年齢層や経験年数など資格取得に向けた施策が求められる。
L社	2	責任は元請にあるが、管理社員の省力化に貢献できる工種もある。
I社	3	記録表作成等を考えると、元請の立会い者が報告を受けながら記録する方が効率的。
E社	3	現場代理人の責務であり、あまり効率化は図れない。
N社	3	元請・下請の責任範囲の観点から削減できる項目に限られ、全体的には大きな向上にはならない。
O社	3	元請の立ち合いを軽減できることは良いが、若手元請技術員の能力向上を低下させてしまう可能性がある。
F社	4	公式にチェック・承認できるとしても、当社としての検査は実施するので影響は少ない。
D社	4	立会いに左右される影響は現在でもかなり少ない。
G社	5	効率化は可能だが、不具合時の責任を考慮すると元請検査は必要であり、影響は少ない。

2. 登録基幹技能者の「活用」に関するアンケート結果（3/5）

設問2-3：ロジスティクス調整能力（資機材・重機・アクセス調整を一元的に担うことの重要性）

◆5段階評価の回答

		5段階評価	回答数	構成比	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
極めて重要である ↑ 中間 ↓ 必要ない	1	8	36%													
	2	7	32%													
	3	6	27%													
	4	1	5%													
	5	0	0%													
22																

◆主なコメント

会社	評価	コメント概要
C社	1	生産性の観点から重要だが、対外調整（敷地許可等）は発注者・元請の確認が大前提。
G社	1	現場全体の最適化を意識した調整能力を持つ責任者の配置は、工事の円滑な推進に大きく寄与する。
D社	1	非常に有効である。
P社	2	代人、技術員による工事計画、準備作業等の労力が大幅に軽減できる。
T社	2	元請の中間管理的な要員が不要となり、工事プロセス全般における効率向上に大いに寄与する。
H社	2	社員の負担軽減だけでなく、作業の効率化にもつながる。
F社	3	役割としては元請社員が実施すべき事項である。
M社	3	各所との調整は現場代理人が行えばよいので、それほど重要に感じない。
Q社	4	重機等を自社保有しており、弊社の主導で管理・調整したい。

2. 登録基幹技能者の「活用」に関するアンケート結果（4/5）

設問2-4：高度な安全管理（高リスク作業に対し、現場固有の安全計画を立案・実行できる価値）

◆5段階評価の回答

		5段階評価	回答数	構成比	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
価値がある・評価する ↑ 中間 ↓ 必要ない・評価しない	1	16	73%																	
	2	4	18%																	
	3	1	5%																	
	4	1	5%																	
	5	0	0%																	
22																				

◆主なコメント

会社	評価	コメント概要
A社	1	非常に高い価値。リスクを的確に評価し、事故発生の可能性を低減させる。
C社	1	元請からの押し付けではなく、自社の施工方法に応じた安全計画を実行できれば非常に有効。
G社	1	作業側視点からリスク評価を行い、対策を提案されることで現場安全確保に大きく寄与する。
U社	1	自立的に立案・実行できれば、大変頼もしく感じる。
R社	1	現場内の元請・下請間の『繋ぎ役』であり業界の宝だと思う。
S社	2	作業側でリスクや工法を検討したものが計画に反映できれば、安全面の向上や手戻りリスクの低減に繋がる。
F社	3	安全計画の立案は可能だが、「実行」となると作業ができなくなり施工班ではなくなる。安全認識者としての価値はある。
K社	4	評価できるが、施工班の安全管理と元請の安全管理を明確にする必要がある。

2. 登録基幹技能者の「活用」に関するアンケート結果（5/5）

設問2-5：元請監理業務の委任可能性（事故後の立会い監理業務等を登録基幹技能者に委任することの検討価値）

◆5段階評価の回答		5段階評価	回答数	構成比	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
効果大・検討する ↑ 中間 ↓	1	5	23%													
	2	5	23%													
	3	3	14%													
	4	5	23%													
効果なし・検討しない	5	4	18%													
				22												

◆主なコメント

会社	評価	コメント概要
A社	1	元請技術者を全工事箇所貼り付けるのは現実的に負担が大き（ため検討に値する）。
X社	1	経営資源の有効性は非常に高い。懸念は責任所在や建設業法の丸投げ行為に抵触しない制度作り。
I社	1	現実には発注者対応や地元交渉等のスキルを身に付けていく必要がある。
D社	2	代人業務の低減につながる。
Q社	2	元請社員も限られる中、同等の工事監理業務が可能になれば効果は大きい。
E社	4	現場代理人との役割・線引きが不明確になる。現場代理人のスキルまで到達していないのでは。
L社	4	事故発生後に管理を委任することは、責任を負わせることにも繋がり、管理の補佐業務として従事いただくのが賢明。
J社	4	警察・労基署の現場検証時は、元請と協力班の区別（職務）があるので委任には懸念を感じる。
C社	5	なんでもかんでも「登録基幹技能者」に盛り込むと業務対価についても問われるため、具体的に監理業務の範囲を明確にする必要がある。
G社	5	経営資源の観点からは有効だが、責任分界や対応可否など課題が多く、対応は困難。